

新	旧
<p>(収入)</p> <p>第1条 新潟県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）の収入は、新潟県社会人サッカー連盟規約（以下「規約」という）第16条による。</p> <p>2 経費の額は、理事会にて審議し、総会にて決定する。</p> <p>(支出)</p> <p>第2条 連盟の支出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟及び北信越社会人サッカー連盟加盟費</p> <p>(2) 新潟県社会人サッカーリーグ（以下「県リーグ」という）運営費</p> <p>(3) 全国社会人サッカー選手権大会（以下「社会人大会」という）運営費</p> <p>(4) 全国クラブチームサッカー選手権大会（以下「クラブ選手権」という）運営費</p> <p>(5) 日本スポーツマスターズサッカー競技新潟県予選会（以下「マスターズ」という）運営費</p> <p>(6) 事務費</p> <p>(8) 理事長及び各部長通信費</p> <p>(9) 会議費</p> <p>(10) 表彰費</p> <p>(11) 理事長出張費</p> <p>(12) 北信越交流費</p> <p>(13) 激励費</p> <p>(14) 北信越社会人サッカー連盟主管大会運営費における当連盟の負担金</p> <p>(15) 予備費</p> <p>(16) その他</p>	<p>(収入)</p> <p>第1条 新潟県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）の収入は、新潟県社会人サッカー連盟規約（以下「規約」という）第15条による。</p> <p>2 上記経費の額は、理事会にて審議し、総会にて決定する。</p> <p>(支出)</p> <p>第2条 本連盟の支出は、下記本連盟の支出は、下記のとおりにする。</p> <p>(1) 本連盟及び北信越社会人サッカー連盟加盟費</p> <p>(2) 東日本社会人サッカー大会における当連盟の負担金</p> <p>(3) 新潟県社会人サッカーリーグ（以下「県リーグ」という）運営費</p> <p>(4) 全国社会人サッカー選手権大会新潟県大会（以下「社会人大会」という）運営費</p> <p>(5) 全国クラブチームサッカー選手権大会新潟県大会（以下「クラブ選手権」という）運営費</p> <p>(6) 新潟県社会人サッカーリーグ交流戦（以下「交流戦」という）運営費</p> <p>(7) 事務費</p> <p>(8) 理事長及び各部長通信費</p> <p>(9) 会議費</p> <p>(10) 表彰費</p> <p>(11) 理事長出張費</p> <p>(12) 北信越交流費</p> <p>(13) 餞別</p> <p>(14) 北信越社会人サッカー連盟主管大会運営費における当連盟の負担金</p> <p>(15) 予備費</p> <p>(16) その他</p>

(審判費)

第3条 審判員日当は、次のとおりとし、県リーグ及び社会人大会に於いて、参加チームに割り当てられた副審と第4審判員には、支払わない。

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 参加チームの帯同審判員日当 (1試合) | 1,000円 |
| (2) 県連盟派遣審判員 (主審) | 3,000円 |
| (3) 県連盟派遣審判員 (副審と第4審判員) | - |

(役員日当)

第4条 連盟主催の各大会に召集した役員の日当及び総会・理事会・各部に召集した役員の日当は、県協会にならい次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 役員日当 1日 | 2,000円 |
| (2) 役員日当 半日以内 | 1,000円 |
| (3) 理事長出張時の日当 | 2,000円 |
- 2 大会運営補助役員の日当は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 補助役員日当 1日 | 2,000円 |
| (2) 補助役員日当 半日以内 | 1,000円 |
- 3 役員又は補助役員として、日当の支給拘束時間に、12時から13時又は19時から20時が含まれる時の食事は、本連盟が現物支給又は次のとおり負担する。
- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 役員・補助役員の食事代 (1食) | 1,000円 |
|----------------------|--------|
- 4 理事長出張時の日当には、食事代を含む。但し、宿泊が必要な場合の日当は、宿泊日数に1日を加えた日数分を支払う。
- 5 運営委員で理事長が認めた場合の出張の日当は、理事長出張時と同額とする。

(旅費)

第5条 審判費を支給された審判員の旅費は、審判部から請求される。

- 2 役員日当を支給された役員の旅費は、県協会にならう。
- 3 補助役員として召集された者の旅費は、支払わない。
- 4 理事長又は理事長が認めた運営委員の北信越への出張時の旅費は、北信越社会人サッカー連盟より支給される。

(審判費)

第3条 審判員日当は、下記のとおりとし、県リーグ及び社会人大会新潟県大会に於いて、参加チームに割り当てられた副審と第4審判員には、支払わない。

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 参加チームの帯同審判員日当 (1試合) | 1,000円 |
| (2) 県連盟派遣審判員 (主審) | 3,000円 |
| (3) 県連盟派遣審判員 (副審と第4審判員) | - |

(役員日当)

第4条 本連盟主催の各大会に召集した役員の日当及び総会・理事総会・各部に召集した役員の日当は、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 役員日当 1日 | 5,000円 |
| (2) 役員日当 3時間以内 | 2,500円 |
| (3) 理事長出張時の日当 | 5,000円 |
- 2 大会運営補助役員の日当は、下記のとおりとする。
- | | |
|------------------|--------|
| (1) 補助役員日当 1日 | 3,000円 |
| (2) 補助役員日当 3時間以内 | 1,500円 |
- 3 役員又は補助役員として、日当の支給拘束時間に、12時から13時又は19時から20時が含まれる時の食事は、本連盟が現物支給又は下記のとおり負担する。
- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 役員・補助役員の食事代 (1食) | 1,000円 |
|----------------------|--------|
- 4 理事長出張時の日当には、食事代を含む。但し、宿泊が必要な場合の日当は、宿泊日数に1日を加えた日数分を支払う。
- 5 運営委員で理事長が認めた場合の出張の日当は、理事長出張時と同額とする。

(旅費)

第5条 審判費を支給された審判員の旅費は、別紙資料1による。

- 2 役員日当を支給された役員の旅費は、別紙資料1による。
- 3 補助役員として召集された者の旅費は、支払わない。
- 4 理事長又は理事長が認めた運営委員の出張時の旅費は、北信越社会人サッカー連盟による。

(グラウンド使用料・設営費及び当番手当)
第6条 グラウンド使用料・設営費及び当番手当は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) グラウンド使用料 | 実費 |
| (2) グラウンド設営費(石灰代等) | 実費 |
| (3) 当番手当(1日) | 2,000円 |

(各種大会運営費)
第7条 運営費の支給の対象となる大会は次のとおりとする。

- (1) 県リーグ
- (2) 社会人選手権大会
- (3) クラブ選手権大会
- (4) マスターズ

2 運営費は次のとおりとする。

- (1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当
- (2) 審判費及び旅費
- (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
- (4) 役員日当及び旅費

(県リーグ運営費)
第7条 削除

(社会人選手権新潟県大会運営費)
第8条 削除

(グラウンド使用料・設営費及び当番手当)
第6条 グラウンド使用料・設営費及び当番手当は、下記のとおりにする。但し、石灰代については、実費を支払う。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) グラウンド使用料 | 実費 |
| (2) グラウンド設営費(石灰代等) | 実費 |
| (3) 当番手当(1日) | 3,000円 |

(県リーグ運営費)
第7条 運営費は下記費用とする。

- (1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当
- (2) 審判費及び旅費
- (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用

(社会人選手権新潟県大会運営費)
第8条 運営費は下記費用とする。

- (1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当

- (2) 審判費及び旅費
- (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
- (4) 役員日当及び旅費

(クラブ選手権新潟県大会運営費)

第9条 運営費は下記費用とする。

- (1) グランド使用料・設営費及び当番手当
- (2) 審判費及び旅費
- (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
- (4) 役員日当及び旅費

(交流戦運営費)

第10条 運営費は下記費用とする。

- (1) グランド使用料・設営費及び当番手当
- (2) 審判費及び旅費
- (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
- (4) 役員日当及び旅費

(総務費)

第11号 連盟を運営する為の一切の費用

2 事務局には、事務局運営費を支給し、その額は下記のとおりとする。

- (1) 事務局運営費 50,000円

(理事長及び各部長通信費)

第12号 理事長及び各部長には通信費を支給し、その額は下記のとおりとする。

- (1) 理事長及び各部長通信費 10,000円

(会議費)

第13号 会議費は下記費用とする。

(クラブ選手権新潟県大会運営費)

第9条 削除

(交流戦運営費)

第10条 削除

(総務費)

第8号 連盟を運営する為の一切の費用

2 事務局には、事務局運営費を支給し、その額は次のとおりとする。

- (1) 事務局運営費 〇〇〇〇〇円

(理事長及び各部長通信費)

第9号 理事長及び各部長には通信費を支給し、その額は次のとおりとする。

- (1) 理事長及び各部長通信費 〇〇〇〇〇円

(会議費)

第10号 会議費は次の通りとする。

(表彰費)

第11号 県リーグでの楯及び賞状作成費

2 社会人大会での楯及び賞状作成費 ??

3 クラブでの楯及び賞状作成費 ??

(理事長出張費)

第12条 全国社会人サッカー連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県外への上張時に支給する。

2 その他必要な時に支給する。

3 理事長出張費は、次のとおりとする。

(1) 旅費

(2) 日当

(3) 宿泊費

4 理事長出張費は、次のとおりとする。

(1) 旅費 JR往復実費又は航空運賃

(2) 日当 役員日当による。

(3) 宿泊費(1日) 10,000円

(北信越交流費)

第16条 削除

(表彰費)

第14号 県リーグでの楯及び賞状作成費

2 社会人選手権新潟県大会での楯及び賞状作成費

3 クラブチーム選手権新潟県大会での楯及び賞状作成費

(理事長出張費)

第15条 全国社会人サッカー連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県外への上張時に支給する。

2 その他必要な時に支給する。

3 理事長出張費は下記費用とする。

(1) 旅費

(2) 日当

(3) 宿泊費

4 理事長出張費は、下記のとおりとする。

(1) 旅費 JR往復実費又は航空運賃

(2) 日当 役員日当による。

(3) 宿泊費(1日) 実費

(北信越交流費)

第16条 本連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県外への上張時に、連盟役員に支給する。

2 その他必要な時に支給する。

3 北信越交流費は下記費用とする。

(1) 旅費

(2) 日当

(3) 宿泊費

4 北信越交流費は、下記のとおりとする。

(1) 旅費 JR往復実費又は航空運賃

(**激励費**)

第13条 全国大会に出場する時支給する。

2 上記の餞別代は、**次**のとおりとする。

- (1) **激励費** 30,000円

(北信越社会人サッカー連盟主管大会)

第14条 社会人大会北信越大会において、新潟県で開催する場合の経費は、北信越社会人サッカー連盟が負担する。

2 上記大会の費用は**次**のとおりとする。

- (1) グランド使用料
(2) 役員日当及び補助役員日当及び旅費
(3) プログラム作成費及びボール代
(4) 会議費
(5) 通信費及びその他の費用

3 削除

(費用の請求)

第15条 費用は担当各部署で決算書を作成し、領収書を添付して総務部へ請求する。

(納入)

第16条 **本連盟**加盟費及び準加盟費は、連盟へ納入する。

2 県リーグ参加費は、連盟へ納入する。

3 社会人大会参加費は、**競技部**へ納入する。

4 クラブ選手権参加費は、**競技部**へ納入する。

5 その他の一切の費用は、連盟へ納入する。

(2) 日 当 役員日当による。

(3) 宿泊費(1日) 実費

(**餞別**)

第17条 全国大会に出場する時支給する。

2 上記の餞別代は、**下記**のとおりとする。

- (1) **餞別** 30,000円

(北信越社会人サッカー連盟主管大会)

第18条 社会人大会北信越大会において、新潟県で開催する場合の経費は、北信越社会人サッカー連盟**と本連盟**が負担する。

2 上記大会の費用は**下記**とする。

- (1) グランド使用料
(2) 役員日当及び補助役員日当及び旅費
(3) プログラム作成費及びボール代
(4) 会議費
(5) 通信費及びその他の費用

3 北信越社会人サッカー連盟との費用の分担方法は、北信越社会人サッカー連盟規定による。

(費用の請求)

第19条 費用は担当各部署で決算書を作成し、領収書を添付して総務部へ請求する。

(納入)

第20条 本連盟加盟費及び準加盟費は、連盟へ納入する。

2 県リーグ参加費は、連盟へ納入する。

3 社会人大会**新潟県大会**参加費は、**技術部**へ納入する。

4 クラブ選手権参加費は、**技術部**へ納入する。

5 その他の一切の費用は、連盟へ納入する。

(納入期日)

第17条 決められた期日までに、必ず納入すること。

(その他)

第18条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、理事長が調査し、理事総会で審議し、総会に諮り決定する。

附則

本要綱は、昭和63年 4月 1日より施行する。
平成10年 4月 改正
平成26年 4月 1日改正
令和 6年 4月 1日改定

(納入期日)

第21条 決められた期日までに、必ず納入すること。

(その他)

第22条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、理事長が調査し、理事総会で審議し、総会に諮り決定する。

附則

本要綱は、昭和63年 4月 1日より施行する。
平成10年 4月 改正
平成26年 4月 1日改正